

白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内宿泊事業者が行う宿泊税に対応するための既存システムの改修対応に対し、予算の範囲内で白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、白馬村補助金等交付規則（昭和43年白馬村規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「宿泊税」とは、白馬村持続可能な観光地経営に関する条例第11条に規定する法定外目的税をいう。
- (2) 「宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル及び同条第3項に規定する簡易宿所、並びに、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）の経営者をいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の補助事業は、宿泊事業者が行う宿泊税の導入に伴って発生する既存の予約管理・精算システムの改修事業（以下「宿泊税対応システム改修事業」という。）とする。

(補助対象事業者等)

第4条 この補助金の交付対象者（以下「補助対象事業者」という。）は、白馬村内に所在する宿泊施設について、白馬村宿泊税条例（令和7年白馬村条例第2号。以下「税条例」という。）第8条に規定する特別徴収義務者としての登録を白馬村長に申請した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

- (1) 白馬村暴力団排除条例（平成23年白馬村条例第24号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 前項に規定する申請を第16条に規定する実績報告を行う日又は税条例第10条第1項に定める期日のいずれか早い日までに行う意思のない者
- (3) 村税、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の村の収入金（以下「村税等」という。）に未納がある者
- (4) その他村長が適当でないと認める者

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 村長は、補助対象事業者が行う補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費の区分、補助率及び補助上限額は、別表1のとおりとする。
- 3 本補助金の補助対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- 4 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
（電子情報処理組織による申請等）

第6条 補助対象事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付の申請、同第4項の規定に基づく事前着手の届出、第10条の規定に基づく申請の取下げ、第12条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第12条第2項の規定に基づく計画中止（廃止）の申請、第12条第3項の規定に基づく遅延等の報告、第15条の規定に基づく状況報告、第16条第1項の規定に基づく実績報告、第18条第2項の規定に基づく支払請求又は第21条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、原則、電子情報処理組織を使用する方法（白馬村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年条例第33号）の規定に基づき村長が定めるものをいう。）により行わなければならない。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第7条 村長は、第6条の規定により行われた交付申請等に係る第9条第1項の規定に基づく通知、第12条第1項の規定に基づく承認、同第2項の規定に基づく承認、同第3項の規定に基づく指示、第15条の規定に基づく要求、第17条第1項の規定に基づく通知、同第2項の規定に基づく返還命令、同第3項の規定に基づく納付命令（第19条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第19条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同第2項の規定に基づく返還命令、同第3項の規定に基づく納付命令、第20条第4項の規定に基づく納付命令（第21条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は第21条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を電子メールにより行うことができる。

（補助金交付の申請）

第8条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に村長が定める書類（以下「関係書類」という。）を添えて、村長に提出しなければならない。

- 2 前項の関係書類は、次のとおりとする。
 - （1）宿泊税対応システム改修事業補助金実施計画書（様式第1号の2）
 - （2）宿泊税対応システム改修事業補助金対象経費明細書（様式第1号の3）
 - （3）前各号に掲げるもののほか村長が特に必要と認める書類
- 3 前2項の書類の提出期限は、別に村長が定める。
- 4 補助金の交付の申請をするにあたり、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめその理由を明記した白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金事前着手届（様式第2号）を村長に

提出するものとする。

（交付決定の通知）

第9条 村長は、第8第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付決定を行い、白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）を補助対象事業者へ送付するものとする。

2 村長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金交付申請取下書（様式第4号）の提出をもって村長に申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

第11条 補助対象事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と区分して経理し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、村長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第12条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金計画変更承認申請書（様式第5号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象経費の額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の金額を減額する場合を除く。

（2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的に変更をもたらすものでない事業計画の細部の変更である場合を除く。

2 補助対象事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金計画中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 補助対象事業者は、補助事業が予定の期間に完了しないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金計画遅延等報告書（様式第7号）により速やかに村長に報告しその指示を受けなければならない。

（契約等）

第13条 補助対象事業者は、補助事業のうち事業全体の企画及び立案並びに根幹にか

かわる執行管理分を第三者に背負わせ又は委託してはならない。ただし、あらかじめ村長の承認を受けた場合にはその限りではない。

（権利譲渡の禁止）

第14条 補助対象事業者は、第9条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、村長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

（状況報告）

第15条 補助対象事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、村長の要求があったときは、速やかに白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金状況報告書（様式第8号）を村長に提出しなければならない。

（実績報告）

第16条 補助対象事業者は、補助事業が完了（又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の3月末日のいずれか早い日までに、白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金実績報告書（様式第9号）に関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。ただし、村長は必要と認める場合に別途提出期限を定めることができる。

2 前項の関係書類は、次のとおりとする。

（1）宿泊税対応システム改修事業補助金実施実績書（様式第9号の2）

（2）宿泊税対応システム改修事業補助金対象経費内訳書（様式第9号の3）

（3）前各号に掲げるもののほか村長が特に必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第17条 村長は、第16条第1項の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第12条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金交付確定通知書（様式第10号）を補助対象事業者に送付するものとする。

（補助金の支払）

第18条 補助金は、第17条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとし、補助対象事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金精算払請求書（様式第11号）を村長に提出しなければならない。ただし、村長は、補助事業の遂行上必要があると認めたときには、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項ただし書きの規定により補助金の交付を受けようとするときは、白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金概算払請求書（様式第12号）を村長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第19条 村長は、第12条第2項の補助事業の中止もしくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助対象事業者が、法令、規則もしくは本要綱に基づく村長の処分もしくは指示に違反した場合。
- (2) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (3) 補助対象事業者が、別紙1 特別徴収義務者としての登録等の規定に関する誓約事項又は別紙2 暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
- (4) 規則第15条第1項各号の規定に該当した場合
(財産の管理等)

第20条 補助対象事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助対象事業者は、取得財産等について、白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金に係る取得財産等管理台帳（様式第13号）を備え管理しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第16条第1項に定める実績報告書に白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金に係る取得財産等管理明細表（様式第14号）を添付しなければならない。
- 4 村長は、補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を村に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、規則第19条第1項第2号の規定に基づき村長が指定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

- 2 規則第19条第2項第2号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、別に村長が定める期間とする。
- 3 補助対象事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金財産処分承認申請書（様式第15号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第22条 補助対象事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、

当該情報を提供する者の指示に従い又は特段の指示がないときは情報の質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助対象事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助対象事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助対象事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は、補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（特別徴収義務者の登録等の規定に関する誓約）

第23条 補助対象事業者は、別紙1記載の特別徴収義務者の登録等の規定に関する誓約事項について、補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第24条 補助対象事業者は、別紙2記載の暴力団排除に関する誓約事項について、補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（雑則）

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に村長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

補助対象経費	補助対象外経費	補助率	補助上限額
宿泊税の導入に伴って発生する 既存の予約管理・精算システム の改修に係る経費	(1) 国、県など補助金等の交付対象となっている整備に要した経費 (2) システムの改修に直接要していない経費 (3) 租税公課（消費税及び地方消費税） (4) その他本補助金の趣旨に合致しないものなど村長が適切でないと判断する経費	定額	村長が必要と認める額

別紙 1（第 23 条関係）

特別徴収義務者としての登録等の規定に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、宿泊税への対応に向けたシステム改修事業における補助金の交付の申請をするに当たっては、下記の規定を順守することを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

白馬村税条例第 10 条第 1 項に規定する特別徴収義務者としての登録の申請について、要綱第 16 条に規定する実績報告を行う日又は条例第 10 条第 1 項に定める期日のいずれか早い日までに行うことを誓約します。

別紙2（第24条 関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（白馬村暴力団排除条例（平成 23 年白馬村条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。